

情報共有システムの利用対象拡大について

R6. 7. 29 土木技術管理課

現在土木部では工事（港湾工事を含む。営繕積算方式による工事を除く。）において情報共有システムを利用しておりますが、業務の効率化、迅速化及びコスト縮減のため、委託業務（設計、測量、地質調査等）（以下、「委託業務」という。）においても情報共有システムを利用することとします。

1 対象業務

熊本県土木部が発注する、令和6年（2024年）8月15日以降の施行伺い決裁分から設計額1,500万円以上の委託業務（港湾委託業務を含む。営繕積算方式による委託業務を除く。）は原則情報共有システムを利用することとします。

なお、設計額1,500万円未満の委託業務、及び営繕積算方式による委託業務についても受注者からの希望があれば利用することとします。

また、測量、設計及び地質調査等以外の業務で情報共有システムの利用を希望する場合は利用を妨げるものではありません。

2 費用

情報共有システムに係る費用は、土木及び港湾それぞれ経費（設計は間接原価、測量は間接測量費、地質調査は業務管理費）に含まれます。

なお、営繕積算方式による委託業務には情報共有システムに係る費用は含まれませんが、別途積み上げ等による計上はしないものとします。

3 利用可能な情報共有システム

熊本県のホームページに掲載されている情報共有システム提供者のシステムであることとします。

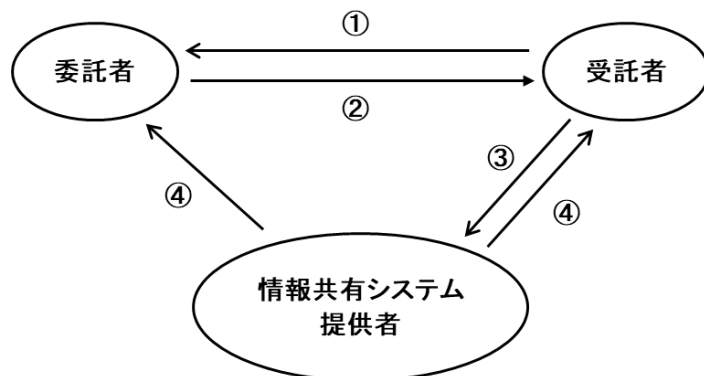
http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_1838.html

4 利用開始までの流れ

- ① 受託者：利用する情報共有システムを選び、委託者と協議
- ② 委託者：利用可能な情報共有システムであることを確認し、委託者の基本情報(*1)を受託者に提供
- ③ 受託者：情報共有システム提供者と契約（委託業務毎）し、基本情報(*1)を登録

- ④ 情報共有システム提供者：I D及びパスワード等を委託者、受託者に連絡

*1：基本情報とは委託業務の案件情報及び決裁ルート設定に必要な役職氏名等



5 システム導入スケジュール

- ① 令和6年8月15日以前に施行伺いの決裁を受けた委託業務

受託者の希望があれば情報共有システムを使用

※ただし、別途積み上げ等による計上はしないものとします。

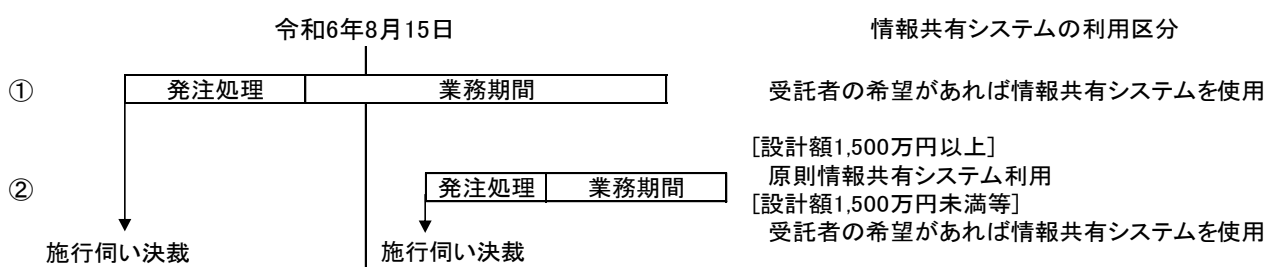
- ② 令和6年8月15日以降に施行伺いの決裁を受けた委託業務

- 1) 設計額1,500万円以上（営繕積算方式による委託業務を除く。）

原則情報共有システム利用

- 2) 設計額1,500万円未満、営繕積算方式による委託業務

受託者の希望があれば情報共有システムを使用



6 工事における情報共有システムの利用について

工事における情報共有システムの利用は従前のとおりです。

- 1) 設計額1,500万円以上（営繕積算方式による工事を除く。）

原則情報共有システム利用

- 2) 設計額1,500万円未満、営繕積算方式による工事

受託者の希望があれば情報共有システムを使用